

請願や陳情で  
皆さんの声をお聞かせください

議会には、市民の皆さんのご意見を伺う方法がいろいろあります。今回は、その一つ請願と陳情について、ご紹介します。

市政等について、皆さんの要望や意見を述べる事ができるのが請願や陳情書の提出です。どちらも書面で議会への提出となります。請願とは、憲法で保障された権利の一つで国や地方公共団体等に

● 請願の必要事項 ●

1. 件名
2. 請願の趣旨
3. 請願者の住所・署名  
又は記名押印
4. 紹介議員の署名  
又は記名押印
5. 宛先（高山市議会議長）
6. 提出年月日

対して要望や意見を書面で述べることができ、提出には紹介議員が必要となります。

受理した請願書は、本会議で議題として扱い、審査を行い、本会議で採択、不採択を決めます。

採択された請願書は国など関係機関に送付され、願意実現を呼びかけることとなります。陳情は、請願と異なり紹介議員は必要ありません。

ません。また、本会議における議題としては扱いませんが、本会議で受理報告をするほか、所管委員会に振り分けられ、必要に応じて担当委員会が詳細な調査を行います。

内容によっては、委員会としてすぐに結論を出せないものがありますが、委員会の所管事務調査の中で、しっかりと調査研究に活かしていきます。

ぜひ皆さんの声を請願や陳情でお聞かせください。提出には、必要記載事項等がありますので、議会事務局までお問い合わせください。

平成27年 陳情・請願受理件数

委員会	陳情	請願
総務厚生委員会	10	0
文教産業委員会	10	1
基盤環境委員会	3	0
合計	23	1

平成27年1月～12月受理分

夜間保育の現状と必要性を調査  
総務厚生委員会 5月20日(調査事項)

議会が受理した陳情第3号について、担当委員会である総務厚生委員会が現状等を調査しました。

【論点②】仕事と子育ての両立は大切だが、子育ての視点からどう考えるのか

【論点①】福祉部と工部局との連携について  
・ 商工部局とは連携をとっている。民間団体でもニーズ調査を行っているのと聞いていたので、その結果を突き合わせて分析したい。

【論点②】仕事と子育ての両立は大切だが、子育ての視点からどう考えるのか  
・ 働かなければならぬことは理解するが、夜間保育となると生活リズムの乱れなどにより子どもへの負担が大きくなることを一番心配している。夜間保育の実施には慎重であるべきと考

・ 夜間どうしても働く必要のある方へは配慮しなければならぬ。

【調査結果】  
市は今後、夜間保育に関するニーズ調査を行い、民間団体で行ったニーズ調査結果と突き合わせて必要性を検討する。

【今後について】  
調査結果を委員会で把握し、夜間保育も含めた保育サービスの充実について調査研究をすすめたい。

陳情第3号

「夜間保育所の開設に関する要望書」

〈趣旨〉

若者の定着・労働力の確保を図るため、公立保育園を有効活用し、夜間保育など充実した子育て支援に積極的に取り組むよう要望する。

〈陳情者〉

- ・ 高山商工会議所
- ・ 飛驒高山観光コンベンション協会
- ・ 飛驒高山旅館ホテル協同組合

平成28年3月24日受付

※夜間保育とは、現在行っている延長保育の時間帯以降の保育サービスをいいます。  
現在、延長保育により、認可保育施設では、午後8時まで（1園）、認可外保育施設では、午後9時まで（医療機関の施設）受け入れを行っています。